

上尾市メディカルケアステーション（MCS）運用ポリシー

上尾市医師会 第4版（令和5年5月改定）

1. 上尾市メディカルケアステーション（以下MCSとする）は、医療・介護・福祉従事者同士の相互協力を推進する「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とする。
2. 上尾市におけるMCSの活用方法は以下の通りとする。
 - (1) 医師同士や多職種等が医療・介護・福祉全般に関わることや、在宅医療等に関する情報共有等、相談し協力し合える緩やかなネットワーク作り
 - (2) 患者（利用者）情報について支援関係者（連携メンバー）での共有
 - (3) 上尾市医師会、医療機関等から在宅医療等に関する動向や研修等の情報提供・情報共有
3. 法令及びガイドライン
厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「上尾市メディカルケアステーション（MCS）運用ポリシー」や関係法令等を遵守する。
4. 利用対象者
上尾市内で医療・介護・福祉業務に従事している方
※医師及び医療機関については、原則上尾市医師会に所属されている場合を対象とする。
5. 利用方法
上尾市医師会ホームページのMCS専用ページより、MCS利用申込み登録を行う。申込者は「あげお地域MCS」の招待メールを受け取り、参加する。上尾市医師会の会員は、「上尾医師会ねっと」に参加する。
※上尾市医師会在宅医療連携支援センター（以下、拠点とする）が窓口・管理を行う。
6. 患者（利用者）情報をMCSで共有する場合
支援者は必ず患者（利用者）本人（必要に応じて家族等）に同意を得ること。
 - (1) 「多職種協働における個人情報使用同意書」
 - (2) 口頭、電話による方法など（この場合、同意を得た旨、「いつ・誰が・誰に対して同意を得たかなど」をカルテに記録する）
 - ・患者グループは管理者が作成、管理を行う。任意で患者（利用者）・家族も参加できる。
 - ・患者（利用者）の急変時や緊急連絡には原則電話等で直接連絡し、MCSは使用しない。
 - ・患者（利用者）の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合は、患者（利用者）グループの管理者がすみやかにグループを削除する。
 - ・グループ参加者は退職・人事異動等によりグループに関係がなくなった場合は速やかにグループから退出する。グループの管理者はグループの管理を定期的実施し、関係がなくなった参加者が残っている場合、退出させる。
7. 注意事項
 - ・患者（利用者）以外の自由グループにおいては、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない。
 - ・職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解する。
 - ・MCSは、その利用者を24時間365日拘束したり、即時対応を求めるものではない。
 - ・退職や転勤等で事業所が変更になった場合は、拠点に報告する。
 - ・拠点での管理において、在籍確認等を行い半年間連絡がつかない場合、退会させることができる。
8. 不明な点があれば、必要に応じて拠点に確認を行う。